

令和2年度 第2回札幌市コンプライアンス委員会議事録

【日 時】 令和3年2月2日（火）午後1時33分～午後2時47分

【場 所】 市役所本庁舎 14階 1号会議室

【委員出席者】 石黒 匡人 委員長、舩田 雅彦 副委員長、段林 君子 委員、
中川 寛子 委員、皆川 洋美 委員

【市側出席者】 総務局行政部長、行政監察担当課長、コンプライアンス推進
担当係長、職員部調査担当課長、人事課服務担当係長 ほか

【会議内容】

1 本委員会の非公開について

本日の議題は、個人情報等を含む具体的な事案内容が話題となることから、札幌市コンプライアンス委員会規則第4条第5項により原則どおり非公開とすることについて、各委員の了承を得られた。

2 公益通報の運用状況等について

事務局から、公益通報の運用状況及び職員の不正行為に関する情報の取扱いの運用状況（資料）について報告があった。

3 入札手続きにおける情報漏えいに係る調査結果について

関係部局から、入札に関して、開札後に提出した事後審査書類のことが他社に漏れているという、職員の不正行為に関する情報が通報された件について、関係者への聞き取り及び関係書類の確認を行った結果、通報内容にある事実は確認できなかったとの報告があった。

報告後の主な質疑応答は次のとおり。（○：委員、●：市の関係部局。以下

同じ)

- 調査内容は特に問題はないと思うが、通報者は納得をしたのか。
- 通報者から回答を求める旨の明確な記載がなかったため、取扱要領に基づき、本件は回答を行っていない。
- 通報者が疑念を持つに至った経緯は、どのようなことが考えられるか。
- 関係者であれば、提出書類が容易に推測できる状況であったと思われる。推測を基に他社が通報者に確認したことにより、通報者は書類が漏れているのではないかとの疑念を抱いた可能性はある。
- トラブルを回避する方策について検討していることはあるか。
- 提出された書類では事実確認ができないと判断される場合、追加資料を求めるあるいは、書類記載の相手方にも確認することができるよう、所管部において改善した。

4 所管用地の不適正管理に係る調査結果について

関係部局から、所管する土地について、長期間にわたって維持管理されていないという内部通報窓口への公益通報について、関係者への聞き取り及び関係書類の確認を行った結果、通報内容にある事実は確認できなかったとの報告があった。

報告後の主な質疑応答は次のとおり。

- 土を盛って地盤を強化するための載荷盛土工事は、どのくらいの期間行うのか。
- 元々の地盤の強度によるが、5年から10年、長いものでは15年。
- 関係者以外が見ると、何もしないで放置していると考えてもおかしくない状況ということか。
- 工事により、土が台形状に盛ってある景色であり、なんとなくはわかる状況にはなっている。
- 一定の管理は行っているということか。

- そのとおりである。

5 重機の不適正使用①及び②に係る調査結果について

関係部局から、市有地内において、①運転資格のない職員に、重機の作業を指示した職員がいる旨、②運転資格のない職員が重機を1日運転した旨の計2件の、職員の不正行為に関する情報が通報された件について、関係者への聞き取り等を行った結果、①の件については、通報にある事実が認められたため、関係職員へ指導を行うとともに、法令を遵守した作業の徹底について改めて周知を行ったとの報告があった。また、②の件については、通報にある作業日には作業自体が行われていなかったことを確認したとの報告があった。

報告後の主な質疑応答は次のとおり。

- 施錠して内部で作業していたのであれば、通報者は関係者である可能性もあるが、職員が「おかしい」と言えない職場環境なのではないかというのが気付きである。労働安全衛生法違反だからやめるべきだと一言言えれば、その場で済んだ話かもしれない。物言いがしやすい環境になるとよいと感じた。

6 業務情報の不適正な取扱いに係る調査結果について

関係部局から、職員である知人が、不適正と思われる執務室の写真や業務に関係する情報を通報者に送付したという、職員の不正行為に関する情報が通報された件について、関係者への聞き取り等を行った結果、通報にある事実が認められたため、関係職員へ指導を行ったとの報告があった。

報告後の主な質疑応答は次のとおり。

- 写真の撮影に関して、取り決めや注意はしているのか。
- 写真は業務の引継ぎのため極めて有効であるため、個人情報写真が写らないようにする等の配慮はしっかり行うよう伝えている。

- 通報者には、データの消去依頼は行ったのか。
- 依頼した。
- 庁内全体に業務情報の取扱いについて周知はしたのか。
- もともとSNSへの不適切な投稿などの注意喚起は毎年行っているが、本件により改めて別途注意喚起をしている。

7 その他

- (1) 事務局から、来年度以降の市職員の外部通報窓口の体制について、利用状況や他都市の状況を踏まえて、2か所とすることについて報告があった。
- (2) 議事録は、通報者保護の観点等から、事案、質疑等の要旨とすることについて、各委員の了承を得られた。
- (3) 委員長から、現在の委員の任期が今年度末までのため、令和3年度の新体制での第1回委員会で互選するまでの間、委員会を招集する委員長が不在となることから、規則第8条の規定に則り、第1回委員会の開催については、事務局から通知することについて諮られ、全会一致により決定された。